

平成21年度高齢者虐待の状況について

1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月1日施行）」（以下「法」という。）第25条に基づき、平成21年度の状況を公表する。

2 集計の概要

区分	内 容
対 象 者	65歳以上の高齢者
対象期間	平成21年4月～平成22年3月
集計方法	養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

(1) 養介護施設従事者等による虐待（公表義務あり）

① 件数 0件（相談・通報届出件数 2件） * 20年度0件（相談・通報届出件数 2件）

(2) 養護者による虐待（公表義務なし）

① 件数 135件（相談・通報届出件数213件）

* 20年度154件（相談・通報届出件数230件）

② 概要

虐待を受けた高齢者の性別は女性が79%、男性が21%で、年齢は80歳代が55%、70歳代が22%を占めた。虐待の種別は身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄、放任の順、虐待をした人は、息子、息子の配偶者及び夫の順であった。

③ 市町村の対応

虐待の事実確認や関係者との協議、調整を行った結果、介護保険サービスの利用や養護者に対する助言・指導等により、養護者支援や虐待の再発防止に向けた取り組みが行われた。

4 県の取り組み

法施行後四年を経過したが、虐待の未然防止や虐待が発生した際には早期に発見し対応できる仕組みを整えるため、次の取り組みを行っている。

(1) 法の趣旨等の定着を図るため、普及啓発の推進

(2) 介護保険施設等に対する適切な指導や介護サービス従事者を対象にした研修の実施

(3) 市町村及び地域包括支援センターに対する権利擁護相談窓口の設置支援

(4) 認知症高齢者等に対する適切なケアの普及